

南山大学情報公開規程

(目 的)

第1条 南山大学（以下、「本学」という。）が保有する文書、図画およびデジタルデータ（以下、「情報」という。）の公開について必要な事項を定めるため、南山大学情報公開規程（以下、「本規程」という。）を制定する。ただし、個人情報に関する事項については、別に定める。

(定 義)

第2条 本規程において「公開」とは、本学が有する情報を自主的に公表することをいう。

(適用除外)

第3条 本学の教職員等が業務遂行上、本学が有する情報を利用する必要がある場合は、本規程は適用しない。

(情報の公開)

第4条 本学は、次の各号に掲げる情報について広報誌およびWeb ページにおいて公開するものとする。ただし、次の各号に掲げるもの以外の項目についての情報公開については、各学部・研究科等において別に定めることができる。

- 1 大学の理念および大学の基本情報
- 2 財務および経営に関する情報
- 3 教育活動・研究活動に関する情報
- 4 学生生活・課外活動に関する情報
- 5 社会貢献・連携活動に関する情報
- 6 進路・進路支援に関する情報
- 7 留学・留学支援に関する情報
- 8 校地・校舎等の施設その他の教育・環境設備に関する情報
- 9 入試情報・入学者受入方針・収容定員・入学者数に関する情報
- 10 自己点検・評価および認証評価機関による評価結果

(公開情報の適正管理)

第5条 情報の所管部署および公開を行う部署は、所管情報の漏洩、滅失、改ざんの防止のために必要な措置を講じなければならない。

(法令等の遵守)

第6条 情報の所管部署および公開を行う部署は、関係法令、契約による義務および関連する諸規程を遵守しなければならない。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。